

【着ぐるみ使用許可の流れ】

- (1) [長与町着ぐるみ使用許可申請書](#)を記入し

長与町役場 秘書広報課に提出してください。（郵送でも窓口でも可）

※コピーではなく原本を提出してください。



- (2) 使用を許可する場合、

秘書広報課から[長与町着ぐるみ使用許可通知書](#)と[長与町着ぐるみ使用状況報告書](#)を郵送します。



- (3) 申請書に記入した、貸出期間になりましたら、役場 3 階 秘書広報課窓口までお越しください。着ぐるみをお渡しします。

※必ず[着ぐるみの使用上の注意](#)をお読みください。



- (4) 申請した期間が終了したら、長与町着ぐるみ使用状況報告書を役場 3 階 秘書広報課に提出して、着ぐるみを返却してください。

※長与町ホームページなどでミクンの写真を掲載するので、可能であれば写真データの提供をお願いします。

●使用対象例

◇長与町の PR に繋がると認められるイベントなどへの参加

◇公共団体が主催するイベントなどへの参加

◇非営利団体（社会的支援活動団体、社会福祉法人、学校・病院・介護施設・職業訓練施設など）が主催するイベント

など

※次の事項に該当するときは、使用することができません。

◆本町の信用または品位を害するおそれがあると認めるとき

◆特定の個人、政党、宗教、思想などの活動に利用しようとするとき

◆公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき

◆その他、着ぐるみの使用を適当でないと認めたとき

◆着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されないおそれがあるとき

◆着ぐるみを営利目的のみで利用するおそれがあるとき

【着ぐるみの使用上の注意】

(1) 着ぐるみについて

- ・着ぐるみはバルーンタイプとなっています。送風機で内部に風を入れながら本体を膨らませて形状を保つもので、通常の着ぐるみよりも軽量で持ち運びも便利です。
- ・着ぐるみの身長は約180センチメートルですが、バルーンタイプの着ぐるみなので、小柄な人から大柄な人（約150～180センチメートル）まで入ることができます。

(2) バッテリーの使用時間について

- ・使用可能時間：バッテリー1個あたり、約80分
使用時間を越えると、しぼんでくるので注意してください。
- ・充電時間：バッテリー1個あたり、約4時間
返却時は、必ず使用したバッテリーの充電を満タンにしておいてください。
バッテリーは1体につき2つまで貸し出しています。

(3) 屋外イベントについて

- ・雨天時は屋外で使用しないでください
- ・使用後は、砂やほこりなどの汚れを落としてから収納してください。

(4) その他

- ・ミククの帽子のつばと目は、折り曲げないように収納してください。
- ・人目につかないところで着替えてください。



ミククは元気いっぱい！
飛んだり跳ねたり、可愛いミククになりきってね！

はっさくじいちゃんも、いつもは杖がプルプルしているけれど、いざとなったら走るし、ひょうきんものだよ！



＜申請書の提出先・問い合わせ先＞

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1

長与町役場 秘書広報課 広報広聴係

電話番号：095-801-5780(直通)

ファックス：095-883-1464

メール： hisho@nagayo.jp